

令和 7 年 3 月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和 7 年 3 月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和 7 年 3 月 1 9 日（水） 午前 9 時 3 0 分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎 4 階 教育会議室 1
日 程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 付議事件 議案第 2 7 号 新潟市文化財の指定解除について・・・・・・・・・・ 1 議案第 2 8 号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について・・・・ 6 議案第 2 9 号 新潟市教育委員会公印規則の一部改正について・・・・ 6 議案第 3 0 号 新潟市公民館条例施行規則の一部改正について・・・・ 6 議案第 3 1 号 新潟市学校給食センター条例施行規則の 一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 議案第 3 2 号 事務局及び機関の長の人事について・・・・・・当日配付 議案第 3 3 号 教職員の人事措置について・・・・・・・・・・当日配付 第 3 報告 ・ 令和 7 年度学校園教育の推進について・・・・・・・・・・当日配付 ・ 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について・・・・・・当日配付 第 4 次回日程 4 月定例会 令和 7 年 4 月 2 1 日（月） 午後 3 時 3 0 分 第 5 閉会

付議事件

議案第 27 号

新潟市文化財の指定解除について

新潟市文化財の指定解除について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 7 年 3 月 19 日提出

新潟市教育委員会

教育長 夏目 久義

新潟市文化財指定解除について

新潟市文化財保護条例（昭和 47 年条例第 4 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、
以下の物件の新潟市文化財指定を解除する。

なお、議決の日をもって指定解除の日とする。

新潟市文化財指定解除物件

（1）文化財の名称、種別

名称 阿部家仏間

種別 有形文化財（建造物）

（2）員数

1 棟

令和 7 年 3 月 1 9 日
文化スポーツ部歴史文化課

新潟市文化財の指定解除について

1 議決を要する事項

市文化財阿部家仏間について、令和 6 年 9 月 2 0 日付けで解体撤去による滅失の届出があり、復旧の見込みがないため、新潟市文化財保護審議会へ諮問を行い、新潟市文化財の指定を解除することが適当であると認められる旨の答申を受けた。

ついては、新潟市文化財保護条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定により、市文化財指定を解除してよいか。

2 文化財の概要

名 称（種 別）	阿部家仏間（有形・建造物）
指 定 年 月 日	昭和 4 8 年 4 月 1 5 日（旧黒埼町指定）
建 築 年 代	江戸中期以降／明治前期改修／明治中期移築改修
所 有 者	個人
指 定 理 由	上段の間や格天井を備えた格式高い建造物であること
備 考	「黒埼町文化財指定に関する答申」には沿革として明治十一年明治天皇の北陸御巡幸の際御休所となった建物と伝えられる建物を阿部家当主が内野村元庄屋（四代）渡辺敬典より譲り受けて現在地に移築し今日に至ったとあるが、平成 2 3 年から令和 6 年にかけて実施した現地調査では、裏付けとなるものは見つからなかった。

3 経緯及び今後の予定

平成 2 3 年 2 月 7 日 所有者より解体撤去の相談あり
 平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日 文化財保護審議会委員（建造物担当）平山育男委員による現地調査
 平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日 第 2 0 期文化財保護審議会（第 3 回会議）
 →解体撤去された場合の指定解除容認の方針
 平成 2 4 年 3 月 2 2 日 第 2 0 期文化財保護審議会（第 4 回会議）
 →所有者都合により解体撤去延期の報告
 令和 4 年 8 月 所有者より改めて解体撤去の相談あり
 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 文化財保護審議会委員（建造物担当）黒野弘靖委員による現地調査
 →第 2 0 期文化財保護審議会方針の変更の必要なしとの見解
 令和 5 年 1 1 ～ 1 2 月 記録保存のための現地調査実施
 令和 6 年 1 月 1 日 令和 6 年能登半島地震により被災
 令和 6 年 3 月 1 4 日 第 2 6 期文化財保護審議会（第 2 回会議）
 →解体による指定解除見込について説明
 令和 6 年 4 月 2 6 日 教育委員会定例会前報告 指定解除見込について説明
 令和 6 年 9 月 2 0 日 解体による滅失の届出、解体時調査の実施
 令和 6 年 1 0 月 1 6 日 調査報告書作成

令和 7 年 3 月 1 4 日 第 2 7 期文化財保護審議会（第 1 回会議）諮問

→指定解除が適当と認められる旨答申

令和 7 年 3 月 1 9 日（予定） 教育委員会定例会 新潟市文化財の指定解除の決議

令和 7 年 3 月（予定） 教育委員会告示 新潟市文化財の指定解除について

4 記録保存の概要

（1）調査報告書

新潟県建築士会ヘリテージマネージャー委員会を通じて建築士に依頼し、配置図、平面図、立面図（4 面）、断面図（梁間・桁行各 1 断面の計 2 断面）を含む調査報告書を作成した。

（2）部材保存に関する所見

市歴史博物館学芸員が調査を実施し、行田魁庵の落款のある板戸絵 8 枚について、取り外しの上、保存することが望ましいとする報告をまとめた。

（参考）

新潟市文化財保護条例(昭和 4 7 年 3 月 2 9 日条例第 4 号)

（解除）

第 4 条 教育委員会は、前条の規定により指定した市文化財が次の各号の一に該当するときは、その指定を解除することができる。

（1）市文化財が滅失し、又はその価値を失ったとき。

（中略）

（指定及び解除の審議）

第 5 条 教育委員会は、第 3 条及び前条第 1 項の規定により市文化財を指定し、又は解除をしようとするときは、別に定める新潟市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

別記様式第 7 号(第 11 条関係)

令和 6 年 9 月 2 0 日

(あて先)新潟市教育委員会

所有者等 住所
氏名

新潟市文化財滅失届

下記のとおり滅失しましたから届け出ます。

記

- 1 市文化財の名称及び員数 阿部家仏間 1 棟
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号 昭和 4 8 年 4 月 1 5 日
旧黒埼町指定のため記号番号なし
- 3 滅失の年月日 令和 6 年 9 月 2 0 日
- 4 滅失の状況及びその後の処置
これまで文化財の維持管理に努めてきたが、令和 6 年能登半島地震により壁面の崩落や躯体のゆがみが発生したことから、今後の地震や風雨の際に主屋や隣家に危害を与えるおそれがあるため、やむを得ず解体することとした。
令和 6 年 9 月 1 9 日解体開始、同 2 0 日解体完了した。
躯体を構成する部材については廃棄するため、今後復旧の見込みはない。

- 5 今後の処理に対する希望
滅失に伴い、文化財指定の解除を希望する。
- 6 その他参考となる事項
解体については、新潟市歴史文化課に事前連絡済み。

備考

- 1 き損の場合は、き損の状況を示す写真を添付すること。
- 2 滅失(又は亡失)の場合は、指定書を添付すること。

(参考) 解体前後の写真



写真2 外観

東面



写真12

解体の状況



写真17

整地後の状況

【令和7年3月定例会】教育委員会規則の一部改正について

議案番号	規則等名称	改廃区分	制定・改正内容	備考	施行日	所管所属
議案第28号	新潟市教育委員会組織規則	一部改正	○教育総務課に「夜間中学開設準備室」を新設。 ○保健給食課の係を廃止。 ○組織改正に伴い分掌事務を整理。 ○区ごとに設置していた8つの公民館運営審議会を1つに統合し「新潟市公民館運営審議会」を設置。	組織改正	R7.4.1	教育総務課
議案第29号	新潟市教育委員会公印規則	一部改正	○新潟市公民館条例の一部改正に伴い、区ごとに設置していた8つの公民館運営審議会を1つに統合し「新潟市公民館運営審議会」を設置すること、各区の公民館運営審議会の印を廃止するもの。	条例改正	R7.4.1	教育総務課
議案第30号	新潟市公民館条例施行規則	一部改正	○新潟市公民館条例の一部改正に伴い、区ごとに設置していた8つの公民館運営審議会を1つに統合し「新潟市公民館運営審議会」を設置すること、審議・審査及び庶務を中央公民館で行うもの。 ○大江山公民館の規定を削除するもの。	条例改正	R7.4.1	中央公民館
議案第31号	新潟市学校給食センター条例施行規則	一部改正	○中学校の全員給食化に伴い、これまでスクールランチを実施していた学校で、新たに学校給食センターによる給食を実施する学校を追加するもの。		R7.4.1	保健給食課

※高等学校授業料無償化に伴う条例改正については、今後の国の動向により改正の可能性あり

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成 19 年新潟市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条教育総務課の項中「教育政策室」の次に「夜間中学開設準備室」を加え、同条保健給食課の項中「保健係 給食係」を削る。

第 4 条教育総務課の項の第 17 号中「教育ビジョン」を「教育振興基本計画」に改め、同項中第 24 号を第 25 号とし、第 23 号の次に次の 1 号を加える。

（24） 夜間中学の開設準備に関すること。

第 4 条保健給食課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 学校給食費の徴収に関すること。

第 11 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教育委員会規則第6号) (下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
(事務局に置く課、課に置く室及び係) 第3条 事務局に次に掲げる課を、課に次に掲げる室及び係を置く。 教育総務課 教育政策室 学務課 施設課 保健給食課 学校人事課 教育職員課 学校支援課 地域クラブ活動推進室 庶務係 特別支援教育課 生涯学習推進課 地域学校協働推進室 (課の分掌事務) 第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 陳情及び請願の総括に関すること。 (3) 教育行政に関する相談窓口に関すること。 (4) 公印に関すること。 (5) 儀式及び褒(ほう)章に関すること。 (6) 秘書に関すること。	(事務局に置く課、課に置く室及び係) 第3条 事務局に次に掲げる課を、課に次に掲げる室及び係を置く。 教育総務課 教育政策室 学務課 施設課 保健給食課 <u>保健係 給食係</u> 学校人事課 教育職員課 学校支援課 地域クラブ活動推進室 庶務係 特別支援教育課 生涯学習推進課 地域学校協働推進室 (課の分掌事務) 第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 陳情及び請願の総括に関すること。 (3) 教育行政に関する相談窓口に関すること。 (4) 公印に関すること。 (5) 儀式及び褒(ほう)章に関すること。 (6) 秘書に関すること。	

(7) 教育予算の取りまとめに関すること。 (8) 規則等の制定及び改廃並びに公示に関すること。 (9) 組織及び事務管理に関すること。 (10) 職員団体との連絡調整に関すること（学校人事課の所管に属するものを除く。）。 (11) 文書の收受、発送及び保存に関すること。 (12) 教育委員会職員（新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第2項に規定する学校園に勤務する職員を除く。以下「職員」という。）の定数及び配置に関すること。 (13) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。 (14) 職員の研修に関すること。 (15) 教育委員の報酬及び費用弁償に関すること。 (16) 教育施策の企画、総合調整に関すること。 (17) <u>教育振興基本計画</u>の進行政管理に関すること。 (18) 教育広報紙その他広報広聴に関すること。 (19) 新潟市立学校適正配置審議会に関すること。 (20) 市立学校の適正配置に関すること。 (21) 通学区域に関すること。 (22) 教育支援センターの管理及び連絡調整に関すること。 (23) 総合教育会議の運営に関すること。 <u>(24) 夜間中学の開設準備に関すること。</u> <u>(25)</u> 他の課及び機関の所管に属しないこと。	(7) 教育予算の取りまとめに関すること。 (8) 規則等の制定及び改廃並びに公示に関すること。 (9) 組織及び事務管理に関すること。 (10) 職員団体との連絡調整に関すること（学校人事課の所管に属するものを除く。）。 (11) 文書の收受、発送及び保存に関すること。 (12) 教育委員会職員（新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第2項に規定する学校園に勤務する職員を除く。以下「職員」という。）の定数及び配置に関すること。 (13) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。 (14) 職員の研修に関すること。 (15) 教育委員の報酬及び費用弁償に関すること。 (16) 教育施策の企画、総合調整に関すること。 (17) 教育ビジョンの進行政管理に関すること。 (18) 教育広報紙その他広報広聴に関すること。 (19) 新潟市立学校適正配置審議会に関すること。 (20) 市立学校の適正配置に関すること。 (21) 通学区域に関すること。 (22) 教育支援センターの管理及び連絡調整に関すること。 (23) 総合教育会議の運営に関すること。 (24) 他の課及び機関の所管に属しないこと。	学務課・施設課（略）
---	---	-------------------

保健給食課 (1) 学校保健及び学校給食の計画、指導及び管理に関すること。 (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (3) 医療費に係る就学援助に関すること。 (4) 学校給食予算の配当及び経理に関すること。 <u>(5) 学校給食費の徴収に関すること。</u> <u>(6)</u> 学校給食の用に供する物品の整備に関すること。 <u>(7)</u> 給食調理員の研修に関すること。 <u>(8)</u> 学校給食センターの管理及び連絡調整に関すること。 <u>(9)</u> 学校保健に関する団体との連絡調整に関すること。 学校人事課～生涯学習推進課 (略) 第5条～第10条 (略) (分掌事務) 第11条 豊栄地区区公民館、中地区区公民館、亀田地区区公民館、新津地区区公民館、白根地区区公民館、坂井輪地区区公民館及び巻地区区公民館の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 同一の区内に所在する公民館の統括及び連絡調整に関するこ と。 <u>(2)</u> 公民館活動協力員に関すること。 <u>(3)</u> 区全域に係る事業の企画、調整及び実施に関すること。 <u>(4)</u> 事業の企画及び実施に関すること。 <u>(5)</u> 青少年教育の推進及び青少年健全育成に関すること。 <u>(6)</u> 青少年の非行防止に関すること。	保健給食課 (1) 学校保健及び学校給食の計画、指導及び管理に関すること。 (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (3) 医療費に係る就学援助に関すること。 (4) 学校給食予算の配当及び経理に関すること。 (5) 学校給食の用に供する物品の整備に関すること。 (6) 給食調理員の研修に関すること。 (7) 学校給食センターの管理及び連絡調整に関すること。 (8) 学校保健に関する団体との連絡調整に関すること。 学校人事課～生涯学習推進課 (略) 第5条～第10条 (略) (分掌事務) 第11条 豊栄地区区公民館、中地区区公民館、亀田地区区公民館、新津地区区公民館、白根地区区公民館、坂井輪地区区公民館及び巻地区区公民館の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 同一の区内に所在する公民館の統括及び連絡調整に関するこ と。 <u>(2) 公民館運営審議会に関すること。</u> (3) 公民館活動協力員に関すること。 (4) 区全域に係る事業の企画、調整及び実施に関すること。 (5) 事業の企画及び実施に関すること。 (6) 青少年教育の推進及び青少年健全育成に関すること。 (7) 青少年の非行防止に関すること。
--	---

<u>(7)</u> 青少年育成団体への支援及び関係機関との連絡調整に関する こと。 <u>(8)</u> 施設等の維持管理に関すること。 <u>(9)</u> 入徳館野外研修場の維持管理に関すること（巻地区公民館に限る。）。 <u>(10)</u> 白根学習館の維持管理に関すること（白根地区公民館に限る。）。 <u>(11)</u> 使用料の徴収に関すること。	(8) 青少年育成団体への支援及び関係機関との連絡調整に関する こと。 (9) 施設等の維持管理に関すること。 (10) 入徳館野外研修場の維持管理に関すること（巻地区公民館に限る。）。 (11) 白根学習館の維持管理に関すること（白根地区公民館に限る。）。 (12) 使用料の徴収に関すること。
---	---

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会公印規則（昭和 4 4 年新潟市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新潟市公民館運営審議会議長印の項を削る。

別表第 2（9）を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

新潟市教育委員会公印規則(昭和44年教委規則第5号)

(下線部分は改正部分)

改正案								現行							
別表第1 (第4条関係)								別表第1 (第4条関係)							
名称	規格 (ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	個数	保管場所	ひな形番号	名称	規格 (ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	個数	保管場所	ひな形番号
(略)								(略)							
								新潟市公民館運営審議会議長印	〃 24	〃	公民館運営審議会議長名をもつてする行政文書用	各公民館長	各 1	各公民館	9
(略)								(略)							

改正案	現行
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）
<u>(9)</u> <u>削除</u>	(9) 新潟市 公民館 運営審議会 長印 ○印は、公民館運営審議会名
(略)	(略)

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則（平成 16 年新潟市教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「公民館長は」の前に「中央」を加え、「それぞれの」を「新潟市」に改め、「実施状況を」の次に「新潟市」を加える。

第 16 条中「条例第 10 条第 1 項各号に掲げる」を「新潟市中央」に改める。

別表第 1 中新潟市大江山公民館の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市公民館条例施行規則(平成16年教委規則第20号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案		現行		
(事業計画及び事業報告) 第12条 中央 公民館長は、当該年度の公民館の事業計画を、 新潟市 公民館運営審議会の審議を経るとともに、前年度における公民館の事業の実施状況を公民館運営審議会に報告をしなければならない。 2 (略) (庶務) 第16条 審議会の庶務は、 新潟市中央 公民館において処理する。 別表第1 (第3条関係)		(事業計画及び事業報告) 第12条 公民館長は、当該年度の公民館の事業計画を、 それぞれの 公民館運営審議会の審議を経るとともに、前年度における公民館の事業の実施状況を公民館運営審議会に報告をしなければならない。 2 (略) (庶務) 第16条 審議会の庶務は、 条例第10条第1項各号に掲げる 公民館において処理する。 別表第1 (第3条関係)		
館名	休館日	利用時間		
		月曜日から土曜日まで	日曜日	休日
(略)				
		第3木曜 日 (その日 が 休日に 当たる 場	午前 9 時から午後 10時まで	午前 9 時から午後 10時まで
(略)				
備考 (略)				

改正案		現行				
		合は、 その日 後にお いてそ の日に 最も近 い休日 でない 日）、 年末年 始				
		(略)				
		備考 (略)				

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食センター条例施行規則（平成 12 年新潟市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市黒埼学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立中野小屋中学校

別表新潟市光晴学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立濁川中学校

別表新潟市葛塚学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立南浜中学校

別表新潟市亀田学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立大江山中学校

別表新潟市西川学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立赤塚中学校

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

○新潟市学校給食センター条例施行規則（平成12年新潟市教育委員会規則第13号）（下線部分は改正部分）

改正案	現行	備考																																																																
第1条～第4条（略） 附 則 1～4（略） 別表（第2条関係） <table><tr><th>給食センター</th><th>対象学校等</th></tr><tr><td rowspan="5">新潟市黒崎学校給食センター</td><td>新潟市立大野小学校</td></tr><tr><td>新潟市立黒崎南小学校</td></tr><tr><td>新潟市立山田小学校</td></tr><tr><td>新潟市立立仏小学校</td></tr><tr><td>新潟市立黒崎中学校</td></tr><tr><td>新潟市立中野小屋中学校</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">新潟市光晴学校給食センター</td><td>新潟市立光晴中学校</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">新潟市葛塚学校給食センター</td><td>新潟市立葛塚東小学校</td><td></td></tr><tr><td>新潟市立葛塚中学校</td><td></td></tr><tr><td>新潟市立南浜中学校</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td>新潟市亀田学校給食センター</td><td>新潟市立亀田小学校</td><td></td></tr></table>	給食センター	対象学校等	新潟市黒崎学校給食センター	新潟市立大野小学校	新潟市立黒崎南小学校	新潟市立山田小学校	新潟市立立仏小学校	新潟市立黒崎中学校	新潟市立中野小屋中学校			(略)			新潟市光晴学校給食センター	新潟市立光晴中学校				新潟市葛塚学校給食センター	新潟市立葛塚東小学校		新潟市立葛塚中学校		新潟市立南浜中学校		(略)			新潟市亀田学校給食センター	新潟市立亀田小学校		第1条～第4条（略） 附 則 1～4（略） 別表（第2条関係） <table><tr><th>給食センター</th><th>対象学校等</th></tr><tr><td rowspan="5">新潟市黒崎学校給食センター</td><td>新潟市立大野小学校</td></tr><tr><td>新潟市立黒崎南小学校</td></tr><tr><td>新潟市立山田小学校</td></tr><tr><td>新潟市立立仏小学校</td></tr><tr><td>新潟市立黒崎中学校</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">新潟市光晴学校給食センター</td><td>新潟市立光晴中学校</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">新潟市光晴学校給食センター</td><td>新潟市立葛塚東小学校</td><td></td></tr><tr><td>新潟市立葛塚中学校</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td>新潟市亀田学校給食センター</td><td>新潟市立亀田小学校</td><td></td></tr></table>	給食センター	対象学校等	新潟市黒崎学校給食センター	新潟市立大野小学校	新潟市立黒崎南小学校	新潟市立山田小学校	新潟市立立仏小学校	新潟市立黒崎中学校				(略)			新潟市光晴学校給食センター	新潟市立光晴中学校				新潟市光晴学校給食センター	新潟市立葛塚東小学校		新潟市立葛塚中学校				(略)			新潟市亀田学校給食センター	新潟市立亀田小学校		
給食センター	対象学校等																																																																	
新潟市黒崎学校給食センター	新潟市立大野小学校																																																																	
	新潟市立黒崎南小学校																																																																	
	新潟市立山田小学校																																																																	
	新潟市立立仏小学校																																																																	
	新潟市立黒崎中学校																																																																	
新潟市立中野小屋中学校																																																																		
(略)																																																																		
新潟市光晴学校給食センター	新潟市立光晴中学校																																																																	
新潟市葛塚学校給食センター	新潟市立葛塚東小学校																																																																	
	新潟市立葛塚中学校																																																																	
	新潟市立南浜中学校																																																																	
(略)																																																																		
新潟市亀田学校給食センター	新潟市立亀田小学校																																																																	
給食センター	対象学校等																																																																	
新潟市黒崎学校給食センター	新潟市立大野小学校																																																																	
	新潟市立黒崎南小学校																																																																	
	新潟市立山田小学校																																																																	
	新潟市立立仏小学校																																																																	
	新潟市立黒崎中学校																																																																	
(略)																																																																		
新潟市光晴学校給食センター	新潟市立光晴中学校																																																																	
新潟市光晴学校給食センター	新潟市立葛塚東小学校																																																																	
	新潟市立葛塚中学校																																																																	
(略)																																																																		
新潟市亀田学校給食センター	新潟市立亀田小学校																																																																	

	新潟市立早通小学校		新潟市立早通小学校
	新潟市立亀田東小学校		新潟市立亀田東小学校
	新潟市立亀田西小学校		新潟市立亀田西小学校
	新潟市立大江山中学校		
	新潟市立曾根小学校		新潟市立曾根小学校
新潟市西川学校給食センター	新潟市立鑑郷小学校	新潟市西川学校給食センター	新潟市立鑑郷小学校
	新潟市立升潟小学校		新潟市立升潟小学校
	新潟市立西川中学校		新潟市立西川中学校
	新潟市立赤塚中学校		
	(略)		(略)

報 告



令和7年度

新潟市立学校園教育の推進

新潟市教育委員会

新潟市教育振興基本計画 目指す人間像「しなやかに 世界と未来を 創る人」

新潟市が学校園教育で目指すこどもの姿 人とかかわることを通し、自ら判断・決定し、夢や目標の実現に向かう姿

新潟市が目指す学校園教育 「多様性」を前提とし、全てのこどもたちの「自分らしさ」が発揮され、「可能性を引き出す」教育

学校園運営のイメージ

各学校園教育ビジョンの実現

自校園の教育活動の創造

学校園
の取組

各学校園は、自校園で設定する目指すこどもの育成に向け、自校園の教育ビジョンを策定し、その実現に取り組みます。その際、「教育の動向」を注視しつつ、下記の事項を学校園運営の基盤としてとらえ、教育委員会の取組を参考・活用しながら、自校園の教育活動を創造します。

学校園運営の基盤

特別支援教育の視点

学びのユニバーサルデザイン(UDL)

カリキュラムマネジメント

- 主体的・対話的で深い学び
個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 教育課程の編成・実施

組織マネジメント

- 目的に応じた組織編制
- 教職員等の良さや強みを生かしたチーム編制
- 教職員の資質・能力の向上

教育のDX化

- ICTを活用した学びの充実
- 校務DXによる校務の効率化

地域との連携・協働

- CSとパートナーシップ事業の一体的推進
- 地域人材の参画

新潟市教育振興基本計画 ～にいがた学びのコンパス～

新潟市教育振興基本計画の具現化と学校園教育の推進

教育委員会
の取組

教育委員会は、国の動向、新潟市のこどもの現状(成果と課題)、新潟市の未来の教育を見据え、新潟市教育振興基本計画を基に施策・事業を展開し、各学校園の教育を支援します。

新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～

前期実施計画のうち学校園教育に関するもののみ抜粋

令和7年度から新たにスタートとなる新潟市教育振興基本計画の前期実施計画を基にしています。

主な事業の中には、複数の取組から構成されているものもあります。

I 生涯を通じて学び、夢や希望に向かって挑戦し続ける人づくり

▶ 確かな学力の育成

指標

- 学ぶことが楽しいと回答した児童生徒
- 学習や生活において、自分で考え課題を解決したり、自分で判断して行動したりしたと回答した児童生徒
- 学校で学んだことを普段の生活の中で役立てていると回答した児童生徒

主な事業

- 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした保育・授業改善
- 学力実態調査分析
- 学習支援連携
- 幼保こ小連携推進
- 「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進
- 外国語教育支援
- 学校図書館の充実及び活用推進
- 「新潟市の小中一貫教育」の推進

▶ キャリア教育の推進

指標

- 将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒
- 総合的な学習（探究）の時間の中で、自分で課題を立てて情報を集め、整理して、調べたことを発表するなど学習活動に取り組んでいると回答した児童生徒

主な事業

- キャリア教育推進（キャリアパスポート活用）
- キャリア教育連携
- 探究学習推進
- 地域探究・体験

▶ 体力づくり・健康づくり・食育の推進

指標

- 運動が好きと回答した児童生徒
- 健康に過ごすために、授業で学習したことや保健室の先生などから教えられたことを、普段の生活に役立てていると回答した児童生徒

主な事業

- 運動大好き体力向上ジャンプアッププロジェクト
- 児童生徒の食育・健康づくり推進
- 学校給食の充実
- 児童生徒のむし歯・歯周疾患予防対策

II 豊かな人間性と高い志をもち、協働しながら新たな価値を創造する人づくり

▶ 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成

指標

- 自分や周りの人たちの個性や違いを認めたり、大切にしたりしながら生活していると回答した児童生徒
- いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと回答した児童生徒

主な事業

- 児童生徒の自立促進推進
- 男女共同参画教育の推進
- 学校における人権教育、同和教育の推進
- いじめ対応への支援

▶ 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進

指標

- 学校は楽しいと回答した児童生徒
- 特別な配慮を必要とする児童生徒に対する適切な支援や環境が整っていると回答した学校
- 学校内外の機関から支援等を受けた、または、受けている不登校児童生徒

主な事業

- 個別の教育支援サポート
- 巡回通級指導教室整備
- 特別支援教育推進のための学校園体制支援
- 適切な就学のための相談・連携支援
- 不登校・不登校傾向対策
- 帰国・外国人園児児童生徒への支援体制の整備

▶創造性に富み、世界とともに生きる力の育成

指標

- 外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うと回答した児童生徒
- 日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う児童生徒

主な事業

- 国際交流推進
- 外国語指導助手(ALT)配置
- 外国語教育支援<再掲>
- ESD(SDGs)推進

▶いのちの教育・心の教育の推進

指標

- 自分にはよいところがあると回答した児童生徒
- 困りごとや不安があるとき、いつでも相談できる人がいると回答した児童生徒

主な事業

- 議論する道徳科推進
- 自己肯定感向上
- いのちを大切にする教育推進

III

地域との絆を深め、郷土に誇りと愛着をもって社会に貢献する人づくり

▶地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進

指標

- 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した児童生徒
- 地域や学校で先生以外の大人からほめられたり、認められたりして、うれしいと感じることがあると回答した児童生徒
- 学校と地域が協働して「地域とともにある学校づくり」をしていると回答した保護者

主な事業

- 地域とともにある学校づくり推進
- 「防災教育」学校・地域連携
- 地域探究・体験
- 地域見守り活動支援
- 地域クラブ活動推進
- 子どもふれあいスクール

▶郷土の歴史・文化に親しむ教育の推進

指標

- 自分が住んでいるまち(地域)が好きであると回答した児童生徒
- 地域のこと(自然・歴史・産業など)にふれたり、調べたりする学習は好きと回答した児童生徒

主な事業

- 優れた音楽・芸能に触れる機会の提供
- 地域探究・体験<再掲>
- 「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進<再掲>

IV

多様な学びを支える教育環境の整備・充実

▶安心・安全で質の高い教育環境の整備・充実

指標

- 学校は安全で、安心して過ごしやすい環境であると回答した児童生徒
- 教育を受ける環境(学校以外も含む)が充実していると回答した保護者

主な事業

- 地域クラブ活動推進<再掲>
- 地域見守り活動支援<再掲>
- 幼児教育推進体制
- 新潟市奨学金貸付
- 学校適正配置
- 就学援助
- 学校施設整備

▶教育DXの推進とICT環境の整備・充実

指標

- 学校生活において、PC・タブレットなどのICT機器を自ら活用して調べたり、自分の考えをまとめたりしていると回答した児童生徒
- ICTを活用した授業づくりを実践していると回答した教職員

主な事業

- 教育DX環境整備
- 教育DX人材育成
- 次世代の校務DX環境整備

▶職員・教員の資質・能力の向上と支援体制の充実

指標

- 主体的・対話的で深い学びの視点で授業改善に取り組んでいると回答した教職員
- 充実して仕事に取り組んでいると回答した教職員

主な事業

- 教職員研修における大学との連携
- 多忙化解消対策推進
- 教育関係職員の研修プログラム
- 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした保育・授業改善<再掲>
- 特別支援教育推進のための学校園体制支援<再掲>

こどもたちや学校園を取り巻く「教育の動向」と教育委員会の願い

- 社会の変化に応じてこどもの実態は多様化し、教育課題は複雑化しています。また、VUCA の時代をこどもたちが豊かな人生を切り拓いていくために、一人一人のこどもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、様々な他者を尊重し、協働していく必要があります。そこで新潟市では、学校園教育を通じて、「人とかかわることを通し、自ら判断・決定し、夢や目標の実現に向かう姿」を目指します。そのために画一的・一斉一律等の指導のみに固執しないことが重要であり、「多様性」を前提とし、全てのこどもたちの「自分らしさ」が発揮され、「可能性を引き出す」教育を追求することで、Well-being の向上を図りたいと考えます。
- 「教育は人なり」という言葉のとおり、新潟市の教職員は、献身的で熱意にあふれており、これまでこどもたちの教育に従事し、多くの成果を上げてきました。今後も、教職員がこどもに寄り添い、学び手の伴走者としての業務に取り組んだり、学び続けたりできるよう、教職員の Well-being の向上を図りたいと考えます。

学校園運営の基盤

学校園運営においては、カリキュラム・マネジメントと組織マネジメントが重要です。

カリキュラム・マネジメント

各学校園で設定したこどもの資質・能力を育むための教育課程・保育課程の創造と、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善、「主体性を育む保育」を目指すことが学校園教育の基軸です。

その際、「目的・手段・見取り」に一貫性を持たせ、学校内外の人と「何のためにそれをやるのか」を共有しながら実践し、PDCA サイクルにより、充実を図っていきます。

組織マネジメント

カリキュラム・マネジメントが実を結ぶためには、教職員の力が相互に生かされる組織・チーム編制と実践が欠かせません。また、教育活動に取り組みながらこどもの学びと相似形の学びを教職員が行い、教職員の力量を高めていくことも重要です。

さらに、学校内にとどまらず、学校を支える方々との対話を通し、連携・分担により学校をともに運営していきます。

また、社会の変化に応じてこどもたちの実態や教育に求められる期待は多様化し、課題も複雑化しています。

UDなどを含めた、**特別支援教育の視点**は、こども一人一人の自分らしさが一層尊重され、多様な学びと成長につながります。

ICTの利活用を中心とした**教育のDX化**は、多様な情報を空間や時間を超えて取り扱うことができ、効率的でさらなる充実を教育にもたらししてくれます。

人材や文化・自然をはじめとする**地域との連携・協働**により、様々な方々とかかわったり、地域の良さや課題に触れたりすることは、社会に開かれた教育課程の実現に不可欠です。

新潟市はこれらを「創造と解決」へ導く大切な基盤と考え、こどもに寄り添い、伴走し、学校内外の人々と協働・連携し、豊かな教育を展開していくことを目指します。